

1. 基本料

20,400 円：コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数 100 個までです。
100 個を超える個数については 10 個又はその端数につき 310 円を加算した額とし、39,900 円を限度とします。

例：コンテナ 1 個につき危険物が 113 個の場合。

$(113 \text{ 個} - 100 \text{ 個}) / 10 \text{ 個} = 1.3 \Rightarrow 2$ （切り上げます。）

$310 \text{ 円} \times 2 = 620 \text{ 円}$

$20,400 \text{ 円} + 620 \text{ 円} = \underline{21,020 \text{ 円}}$

2. 各種割引

① オンライン割引： オンライン申請した場合、コンテナ 1 個につき **3,000 円**
（オンライン申請されたものから割引が適用されます。）

② 集合検査割引：
過去 1 年間（暦年ベース）に検査したコンテナ数又は過去 2 年間（暦年ベース）に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 150 個を超える検査場所について、翌年度に検査するコンテナ 1 個につき以下の金額を割引きます。

150-749 個： **1,500 円**

750-1499 個： **2,000 円**

1500 個以上： **4,200 円**

3. 交通費は実費を申し受けます。

その他時間外及び 4 通以上の検査証交付料は業務規程（抜粋）をご参照下さい。
料金は非課税扱いです。

(危険物等業務規程、抜粋)

(危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費)

第 18 条 危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費は、次に掲げるものとする。

一 危険物コンテナ収納検査手数料

イ 基本料金

コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数 100 個までを 20,400 円とし、100 個を超える個数については 10 個又はその端数につき 310 円を加算した額とし、39,900 円を限度とするものとする。

ただし、

- (1) オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ 1 個につき、3,000 円を割引く。
- (2) 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村(政令指定都市の場合は同一区)の検査場所で、過去 1 年間(暦年ベース以下同じ)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 150 個以上の場合、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割引く。
 - ①過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 150 個以上 750 個未満 の場合は、コンテナ 1 個につき、1,500 円を割引く。
 - ②過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 750 個以上 1,500 個未満 の場合は、コンテナ 1 個につき、2,000 円を割引く。
 - ③過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 1,500 個以上の場合、コンテナ 1 個につき、4,200 円を割引く。

ロ 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで	1 時間につき	1,953 円
21 時 30 分より 5 時まで	1 時間につき	2,344 円
5 時より 8 時 30 分まで	1 時間につき	1,953 円
8 時 30 分より 16 時 30 分まで		
(日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)に規定 する休日及び年末年始(12 月 31 日 から翌年の 1 月 3 日(前記の日を 除く))に限る。)		
	1 時間につき	1,953 円

ハ 検査証等交付料

(1) 検査証交付料

3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円

(2) 英訳書交付料

3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円

二 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道 80 km 以上の地域に出張した場合)

1 日につき	2,000 円
--------	---------

ロ 宿泊料	1 日につき	10,700 円
-------	--------	----------

ハ 交通費	実 費
-------	-----

(略)

附則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。